

佐那河内村第6次行政改革大綱

平成27年4月

目 次

I	はじめに	1
II	行政改革大綱策定の基本方針	2
III	行政改革の具体的な取り組み	3
1	公正の確保と透明性の向上	4
2	財政の健全化及び効率化	5
3	事務事業の見直し	6
4	組織・定員・給与の適正化	7
5	外部委託の推進	8

I はじめに

佐那河内村では、昭和 59 年 7 月に『佐那河内村行財政改善指針』を策定し、行政改革の取り組みを開始し、平成 26 年度までの推進期間とした第 5 次行政改革大綱まで 30 年以上の期間にわたって行政改革の取り組みを継続してきました。

こうした長年の積極的な改革を実施してきた結果、事務事業の見直しや職員数の削減などをはじめ行政のスリム化を図ることで、本村の行財政に一定の改善をみることができました。

しかしながら、本村の財政構造は、自主財源が極めて少なく、国や県などに大きく依存をした構造となっています。

加えて、国は、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」において、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本方針とした、今後 5 年間（2016 年度～ 2020 年度）を対象期間とする「経済・財政再生計画」を策定し、歳出改革、歳入改革においても経済再生に寄与する改革を進めていくことを定めています。

将来的な行財政運営には、これまでの残された課題解決とともに新たな課題への挑戦が求められています。

今後とも、このような課題を見据えながら、計画的な行財政運営を進めていくとともに、行財政改革の推進を緩めることなく、本村の行財政基盤の充実を図ることが必要となっています。

こうしたことから、本村は、佐那河内村第 6 次行政改革大綱に基づき、実行プラン実施計画を策定することにより、引き続き、「村民の目線に立って村民とともに進める簡素で効率的・効果的な行政運営の構築」の実現を職員一丸となってめざします。

改革には終わりはなく、試行錯誤も伴うものです。これからも全職員の改革の必要性の「気づき」や改革への「挑戦」を大切にしながら行政改革に取り組んでいくため、第 6 次行政改革大綱（平成 27 年度～平成 31 年度）を定め、行政改革を継続してまいります。

Ⅱ 行政改革大綱策定の基本方針

村政を取り巻く環境は、政治、経済、財政面、社会面等、様々な分野で大きく変化をしています。直面している少子高齢化と人口減少の中、行政需要の多様化もますます進んでいくことが考えられます。

また、昨今の地方分権社会の進展の中で、自治体の自主的・自立的な運営も強く求められているところです。

このような中、村政を取り巻く環境に合致した行財政運営が重要であることから、新たな行政改革大綱を策定し、改革を継続して取り組むこととします。

新たな第6次行政改革大綱の基本方針は次のとおりです。

《 第6次行政改革大綱の基本方針 》

① 行政改革の継続

行政改革の個々の取り組み項目については、時限的な内容も考えられますが、行政改革という大きな取り組みについては継続が重要となります。本村では、これまでの約30年以上の行政改革の継続を行っています。

新たな第6次行政改革大綱の策定にあたっては、継続が必要な取り組み項目については、中断することなく継続して取り組みます。

② 効果的・効率的な改革の取り組み

行政改革は、限られた人員・時間・経費の中で最大限の成果を達成することが重要となります。

多くの改革に取り組んでも成果が見られない、改革の成果等の測定に多大な時間や経費を要するといった状況は、本来の行政改革のめざすものとは異なります。

行政改革の取り組みは、実効性のある取り組みを中心に組み立て、結果に基づく取り組みの見直しも検討し、効果的・効率的な取り組みを行います。

③ 成果の公表

行政改革の取り組み状況や成果については、分かりやすい公表が重要となります。

毎年度、進捗状況を点検し、必要に応じた見直し（実行プランの追加や修正等）を行いながら、行財政改革の着実な推進を図るとともに、その実績を数値的な成果を表すことを目標とし、その成果を積極的に公表していきます。

Ⅲ 行政改革の具体的な取り組み

《 具体的な取り組みの選定 》

第6次行政改革大綱の具体的な取り組みは、これまでの行政改革の取り組みを継続していくことを基本に選定しています。

これまでの期間において一定の成果があり完了したものや通常の事務事業として推進していくことが適当とされるものを除くプランは、第6次行政改革大綱でも継続して推進していきます。

第6次行政改革大綱の実行プランでは、第5次行政改革大綱から継続する取り組みと、平成27年度から新規に行政改革として位置づける取り組みを選定し構成しています。

《 実行プラン実施計画の構成 》

第6次行政改革大綱の具体的な取り組みは、次の5つの分野に分けて実行プランに位置づけます。

各分野に位置づける実行プランは、具体的な取り組みの進行管理を実施し、進捗状況に合わせて必要に応じた見直しを行い、実効性のある行政改革として推進して行きます。

1 公正の確保と透明性の向上

2 財政の健全化及び効率化

3 事務事業の見直し

4 組織・定員・給与の適正化

5 外部委託の推進

1 公正の確保と透明性の向上

住民参加による共創・協働のまちづくりを推進するためには、行政の透明性を確保し、村民と行政が同じ情報を共有し、対話ができる環境を整備することが前提となります。

村民の知る権利の尊重を図るため、情報の提供を積極的に推進することにより、行政の説明責任を全うすることで村民と行政との信頼関係を構築します。

- (1) 政策形成過程での村民参加を促進します。
- (2) 地域自らの手による地域づくりを進め、地域コミュニティの増進に向け、村民活動への支援や活動領域の拡大を促します。
- (3) 情報公開の推進に向けて、個人情報の保護に留意しつつ、開かれた行政を積極的に推進します。
- (4) 情報ネットワーク等を有効活用し、行政情報の提供と村民ニーズの把握に努めます。

2 財政の健全化及び効率化

人口減少や先行き不透明な経済情勢などにより、税収の減少など、村の財政を取り巻く環境も厳しさが増していくことが懸念される一方、村民ニーズの多様化にともない新たな財政需要が求められることも想定されます。

このような中、財政運営の健全化を進めていくためには、事務の合理化、効率化を推進し無駄を削減して行くことが必要です。特に村の財政面の多くの部分を占める人件費、公債費をはじめとする義務的経費を抑制するなど、健全な財政運営の確保を図ります。

一方、歳出の削減と同時に歳入の確保についても経済再生に寄与する改革を進めていくことが必要です。

- (1) 経費全般について徹底的な見直しを行い、その節減及び合理化を図ります。
- (2) 新地方公会計制度の更なる取り組みから、未利用財産の売却促進や資産の有効活用等、資産・債務改革の方向性と具体的な施策を実践します。引き続き、財務4表（貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書）を作成し、村の資産・債務の実態を把握します。
- (3) 補助金の整理統合については、補助金交付基準、補助金の交付に係る事務事業を対象に必要性、有効性、効率性、適格性、処理及び使途の適切さ等を中心に評価し、その結果に基づき補助金の方向性を決定します。
- (4) 村税については、課税客体の的確な把握に努めるとともに、滞納整理の着実な実行により公平性を確保します。また、国民健康保険税、簡易水道使用料、農業集落排水使用料、介護保険料、後期高齢者医療保険料についても徴収率の向上を図ります。
- (5) 受益者負担の適正化を図るため、使用料及び手数料の見直しとともに、徴収率の向上を図ります。
- (6) 品質の確保、談合の防止の観点から、人札制度を見直します。
- (7) 特別会計の見直しを行い、財政運営の安定化を図ります。

3 事務事業の見直し

村政を取り巻く環境は、財政面だけではなく少子高齢化の進展による人口減少、情報化社会の進展、地球環境の変化などにより大きく変わってきています。

このような中、村民ニーズも多様化が進んでおり、村が進める事務事業については、これらの村政を取り巻く環境の変化に対応したものにしていくことが求められています。

- (1) 事務事業評価の実施により、効果的・効率的に事務事業を遂行するとともに、併せて事務事業の再編・整理、廃止・統合に努めます。
- (2) 村民の利便性に基本を置きながら、簡素で効率的な組織へと見直しを行います。
- (3) 行政の情報化を推進し、村民が利用しやすい行政サービスの提供に努めます。
- (4) 広域的な行政課題の解決に向けて積極的に近隣自治体との調整を進めることで、効率的な行政運営を図り、村民ニーズに合致した広域的観点からの課題解決を図ります。
- (5) 事務改善に向けた職員一人ひとりのアイデアを積極的に取り入れ、事業の見直しや新たな事業の検討につなげます。

4 組織・定員・給与の適正化

村政の運営にあたっては、最小の経費で最大の効果をあげていくことが求められます。事務の効率化を進めていく中でも村民サービスの低下は避けなければなりません。

このような中、これからの村政の運営にあたっては、村民に分かりやすい組織体制、適正な規模の職員数による執行体制の確立や、様々な行政課題に迅速に対応できる組織づくりが必要となっています。

- (1) 機構改革等の検討・実施などにより、村民ニーズに対応したあるべき適正な職員数の把握に努めるとともに機能的な組織体制の確立をめざします。
- (2) 定員管理計画について、新たな計画を策定するにあたっては、将来の人口の動向や人口構成の大きな変化にも対応し、効率的・効果的な職員配置を図ります。
- (3) 職員の給与などについては、その役割と責任に応じたものが求められることから、他の自治体や民間の給与水準とのバランスや村の財政状況等も考慮しながら、適正に運用します。
- (4) 地方分権が進み、また社会情勢の変化や村民ニーズの多様化により、行政に対する需要は年々増えています。組織が機能的に対応するためには、個々の職員の政策形成能力や創造性・柔軟性を持ちながら課題の解決に当たる能力の向上が不可欠です。高度化する行政課題・行政要望に対応できる職員を育成するため、研修の充実を図るとともに、自主研究など職員の能力開発に結び付く活動を促進します。
- (5) 人事評価制度の活用により適材適所の人事管理に努めます。
- (6) 職員の心身の健康の保持と公務能率の向上のために、時間外勤務の縮減、年次有給休暇の計画的取得促進のための環境整備に努めます。

5 外部委託の推進

村政を取り巻く環境の変化にともない、従来型の行政サービスの提供だけでは村民の福祉の増進を図ることが難しくなっており、民間経営の専門性や効率性など民間の持つ機能の活用も検討すべき課題となっています。

限られた職員数の中で多様化する村民ニーズに対応していくためには、従来の行政職員によるサービス提供だけではなく、官民の適正な役割分担による広い視野を取り入れたサービスの提供が求められています。

このような中、行政の責任は担保しつつ、可能な限り民間企業等のノウハウを活用し、効率的な行政経営を進めていくことも必要となっています。

- (1) 行政と民間との適切な役割分担のもと、効率性、専門性、行政責任の確保等の観点を踏まえ、業務委託を積極的かつ計画的に推進していきます。
- (2) 公の施設に指定管理者制度などの導入を図り公設民営などを推進します。制度の導入により、利用者サービスの向上が見込まれる施設については、制度の積極的な導入・活用を進めていきます。